



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年7月21日火曜日 第730号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課）… 425
- 建設業者の許可の取消し……………（中予地方局管理課）… 426
- 道路の供用開始（県道美川松山線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 426

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の中止……………（水産課）… 426
- 漁業取締船「せとかぜ」代船建造……………（ ）… 427

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第821号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年7月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番2	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか2者	株式会社フジほか3者	令和8年7月30日	令和8年7月7日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第822号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年7月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田甲841番2	駐輪場の位置及び収容台数	145台 (3箇所)	45台 (1箇所)	令和9年 3月8日	令和8年 7月7日
		荷さばき施設の位置及び面積	366.6平方メートル (1箇所)	439.9平方メートル (2箇所)		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	54.0立方メートル (1箇所)	62.4立方メートル (2箇所)		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第823号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年7月21日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第17743号	令和3年7月5日	山石建設	菅 岩雄	松山市南土居町529-3	令和8年6月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第18906号	令和4年12月12日	(株)三五屋	徳岡大治郎	松山市和泉北1-8-18	令和8年6月1日	電気工事業	建設業の廃止
(般-4)第10927号	令和4年9月25日	渡部電水工業(株)	越智 淳	東温市南方605	令和8年6月3日	土木工事業 とび・土工工事業 電気工事業、管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-3)第18684号	令和3年7月20日	(有)恭明設備工業	岡田 利雄	松山市谷町甲126-1	令和8年6月15日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第824号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地157番1から 同町菅生3番耕地157番2まで	令和8年7月21日

公 告

○公 告

令和8年7月3日付け愛媛県報第725号で公告した次の一般競争入札は、中止する。

令和8年7月21日

愛媛県知事 中村時広

1 件名

漁業取締船「せとかぜ」代船建造

2 Summary

The tender for Fisheries Patrol Vessel, 1 set, announced in the Ehime Prefectural Gazette No.725 dated July 3, 2026, has been canceled.

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年7月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

漁業取締船「せとかぜ」代船建造

(2) 業務名及び数量

漁業取締船「せとかぜ」代船建造 一式

(3) 仕様等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和10年3月15日

(5) 納入場所

入札説明書等による。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める書類を3(1)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 過去、仕様書に掲げる船舶と同程度の建造を行った実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号089-941-2111（代表） 089-912-2622（直通）

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和8年8月28日（金）午後5時までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和8年8月24日（月）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

公告日から令和8年8月24日（月）までの日（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年8月31日（月）午後2時00分

愛媛県庁第一別館7階 農林水産部会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

令和8年8月24日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和8年8月24日（月）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be manufactured:

Fisheries Patrol Vessel, 1 set

- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 31 August 2026

(Time limit of tender by registered mail: 5:00 p.m., 28 August 2026)

- (3) For further information, please contact: Fishing

Surveillance Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan

Tel: 089-912-2622